

川崎市国民健康保険被保険者証の誤送付について

川崎市国民健康保険の転入や退職による新規加入者等に郵送で交付している被保険者証について、誤って「被保険者証」ではなく「資格確認書」を497世帯561名（10月1日から10月2日まで2日間）に交付してしまったことが判明しました。

今後、誤交付してしまった全世帯に対して正しい「被保険者証」を改めて郵送するとともに「資格確認書」の返送をお願いしてまいります。

なお、誤交付した「資格確認書」は記載された資格情報に誤りはないため、もし使用したとしても現時点では市民の方への影響はございません。

1 概要（原因等）

「資格確認書」は令和6年12月2日より新規の健康保険証の発行が終了することに伴い、マイナ保険証をお持ちでない方に対して交付するもので、本来、12月2日以降に交付予定となっておりますが、保管運送委託業者（委託先：寿樹計算株式会社、東京都江戸川区中葛西。以下、運送業者という。）から発送等事務委託業者（委託先：株式会社東計電算、川崎市中原区市ノ坪。以下、発送業者という。）に誤って、通常の被保険者証ではなく「資格確認書」を納品してしまったことが原因です。

なお、被保険者証と資格確認書は、名称が異なりますがサイズ、形式、色が全て同様となっております。

【被保険者証発行の業務フロー】

市民からの届出受付（川崎市各区役所保険年金課・支所区民センター）→発送業者が作成・発送

【被保険者証在庫管理の業務フロー】

発送業者が川崎市健康福祉局医療保険課（以下、市という。）に被保険者証台紙の納品を依頼→市が運送業者に連絡→運送業者が倉庫に保管している台紙を発送業者へ搬入

2 経過

- | | |
|---------------------------|---|
| 令和6年9月27日(金) | 運送業者が発送業者に誤って「資格確認書」の台紙（個人情報の記載なし）6,000枚を納品 |
| 令和6年9月30日(月)
～10月1日(火) | 発送業者が本来、被保険者証をプリントアウトするところ、誤った「資格確認書」をプリンターにセットし印刷。 |
| 令和6年10月1日(火)
～10月2日(水) | 印刷の翌日に、誤った「資格確認書」計561枚を被保険者あて送付。 |
| 令和6年10月3日(木)
15時頃 | 被保険者の方（1名）から、「資格確認書」が送付されている旨の連絡が多摩区役所保険年金課にあり。 |
| 令和6年10月3日(木) | 発送業者が3日郵便局差出分から発送を差し止め。 |

3 影響

- (1) 対象期間 : 令和6年10月1日～2日 2日間の発送分
(2) 対象数 : 497世帯561名(10月1日:274名、10月2日:287名)

4 今後の対応

市及び発送業者が全対象世帯に対し、正しい被保険者証とお詫び文及び返信用封筒を送付し、「資格確認書」の返送を依頼いたします。

5 再発防止策

- ・マニュアルの再確認と徹底に向け運送業者及び発送業者において周知を徹底します。
- ・本市としても毎年度委託時に委託事業者における業務フローの確認を行います。
- ・「資格確認書」については、12月2日までは倉庫等に厳重に保管し、執務室内での誤使用がないよう徹底します。

(問合せ先)

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 村上
電話番号 044-200-2631

